

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 22 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて（第 9 報）

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等でお示ししているところです。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 3 年 2 月 2 日変更）において、「退院基準を満たした患者について、高齢者施設等における受入れを促進すること」とされたことを踏まえ、障害者支援施設が新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受け入れた場合に、

- ・ 健康観察や健康管理など、医師との連絡体制や看護職員による専門的なケアも含む体制整備、
- ・ 退所後の生活に係る相談援助（入院前に利用していた在宅サービス事業所や相談支援事業所との連携を含む。）

等の手間を評価する観点から、地域移行加算について、特例的に、30日間を上限として当該退院患者の入所中に限り算定を可能とし、令和 3 年 2 月 22 日より適用することといたしますので、管内市町村、障害者支援施設に周知をお願いいたします。

本事務連絡のほか、これまでお示ししている臨時的な取扱いについては、厚生労働省ホームページから御参照いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】

障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

問1 新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした退院患者を受け入れた場合の地域移行加算の算定は、障害者支援施設に限るのか。

(答)

通常より丁寧な健康観察等が求められることを踏まえ、配置基準上医師の配置が求められる生活介護を実施している障害者支援施設に限る。

問2 自施設の入所者が、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たして施設に戻ってきた場合に、特例的に地域移行加算の算定は可能か。

(答)

自施設の入所者については、地域移行加算の特例的な算定は認められない。

問3 特例的に地域移行加算を算定する場合の具体的な請求事務はどのようになるのか。

(答)

請求システム上、令和3年4月サービス提供分（令和3年5月審査分）から対応可能となる。そのため、この取扱いによる加算を令和3年2月サービス提供分及び令和3年3月サービス提供分に算定する者については、

- ・ 令和3年2月サービス提供分及び令和3年3月サービス提供分については月遅れ請求とし、令和3年5月審査以降に請求明細書を提出する。

又は、

- ・ 令和3年2月サービス提供分（令和3月サービス提供分）を3月（4月）に請求するに当たり、本取扱いによる加算の請求は行わず、他の加算や基本報酬に係る請求のみを行い、5月審査以降に、過誤調整の申し立てを行い、本取扱いによる加算分を含めて請求明細書を提出する。

等の取り扱いを行うこと。このような請求の取扱いを含め、本加算の算定について、退院患者から事前の同意を得る必要があること。

問4 新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした退院患者が、施設入所支援の支給決定を受けていない場合、どのように取り扱うのか。

(答)

支給決定を受けていない退院患者の場合、まずは支給申請を行う必要がある。なお、支給決定が行われるまでにかかったサービス費用は、特例介護給付費の対象となるが、支給決定が認められなかった場合、サービス費用の全てが、当該退院患者の負担となることから、退院患者から事前の同意を得る必要があること。